

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の介護保険料 65歳以上の方（第1号被保険者）

第1段階：年間保険料 18,210円

- ・生活保護利用者等
- ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額（公的年金に係る雑所得を控除して得た額）の合計額が80万円以下

第2段階：年間保険料 29,140円

- ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額（公的年金に係る雑所得を控除して得た額）の合計額が80万円超120万円以下

第3段階：年間保険料 42,500円

- ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額（公的年金に係る雑所得を控除して得た額）の合計額が120万円超

第4段階：年間保険料 54,640円

- ・同じ世帯に課税者がいるが、本人が市町村民税非課税で本人の課税年金収入と合計所得金額（公的年金に係る雑所得を控除して得た額）の合計額が80万円以下

第5段階：年間保険料 60,720円

- ・同じ世帯に課税者がいるが、本人が市町村民税非課税で本人の課税年金収入と合計所得金額（公的年金に係る雑所得を控除して得た額）の合計額が80万円超

第6段階：年間保険料 72,860円

- ・本人が市町村民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満

第7段階：年間保険料 78,930円

- ・本人が市町村民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満

第8段階：年間保険料 91,080円

- ・本人が市町村民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満

第9段階：年間保険料 103,220円

- ・本人が市町村民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満

第10段階：年間保険料 109,290円

- ・本人が市町村民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満

第 11 段階：年間保険料 115,360 円

- ・本人が市町村民税課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満

第 12 段階：年間保険料 121,440 円

- ・本人が市町村民税課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満

第 13 段階：年間保険料 127,510 円

- ・本人が市町村民税課税で本人の合計所得金額が 1,000 万円以上

※「世帯」とは、原則として4月1日現在の住民票上の世帯です。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や65歳になった場合は、それぞれ転入日、到達日（誕生日の前日）現在の世帯が基準となります。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額から、所得税に係る譲渡所得の特別控除に適用がある場合にはその額を差し引いた金額です。さらに、第1段階～第5段階で給与所得がある場合は10万円を控除した額（所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を加えて得た額から控除）*、第6段階以上で給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある場合には、給与所得及び公的年金に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額*です。
(*0円を下回る場合には0円とします。)

※「課税年金収入」とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（遺族年金、障害年金など）は含みません。

※第1～3段階の保険料は、軽減制度が実施されており、保険料率が本来の料率から引き下げられています。

※第1～5段階の合計所得金額は公的年金にかかる雑所得を控除して得た金額のことで、